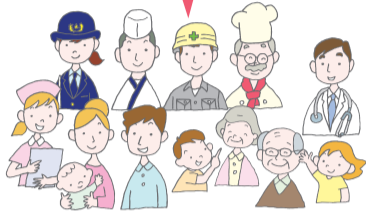


お知らせします! 「まちづくり基本条例」

このコーナーでは、10月1日に施行される「釧路市まちづくり基本条例」について、9月号まで連載で紹介しします。今回は、この条例で特に大事なポイントであるまちづくりへの「市民参加」について取り上げています。

●まちづくりにおいて、なぜ市民参加が必要なの?



釧路市のまちづくりにおいては、これまでも、幣舞橋の「道東の四季像」建立に向けた「彫像設置市民の会」の取り組みや、釧路市動物園にキリンを贈った「チャイルズエンジェル」の活動などに代表されるとおり、自分たちのまちに愛着を持ち、熱い思いを持ってまちづくりに参加する「市民の力」が大きな役割を果たしてきました。

また、地域社会の活力維持や万一に備える防災の観点から、地域住民一人ひとりの積極的な参加により、町内会をはじめとする地域コミュニティを守り育てていくことが求められています。

このように、釧路市がより良いまちに向かっていくためには、このまちのことを良く知る市民の皆さんのまちづくりへの参加が重要です。そのため、釧路市まちづくり基本条例では、まちづくりへの参加における市民の権利と責務を明記し、市も市民参加を推進するものとしています。

実際の条文ではこうなっています!



(基本理念)

- 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。
2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。
2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。
2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(市民参加)

- 第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。



第41回くしろチューリップ&花フェア 【5/30(土)~31(日)】



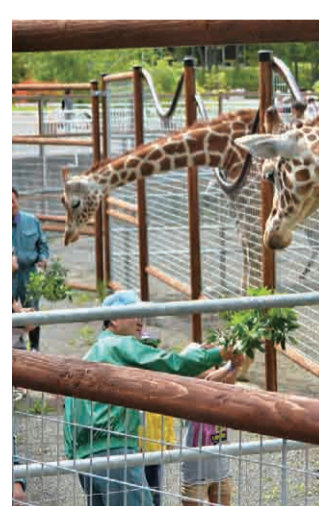
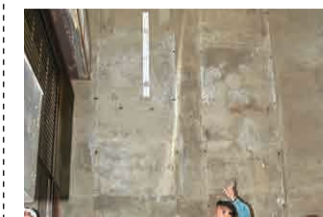
水道週間・愛国浄水場一般公開 【6/1(月)~7(日)】



くしろエコ・フェア2015inこども遊学館 【6/6(土)】



キリンのコハネ来園一周年記念 スカイ・コハネ誕生会 【6/7(日)】



市民の皆さんの声 を聞かせてください

いつも「広報くしろ」をご愛読いただき、ありがとうございます。
広報くしろは、市民の皆さんと市役所を結ぶ架け橋です。
たくさんの市民の皆さんの「声」をお寄せください。また、広報くしろの掲載写真ご希望の方も下記までお問い合わせください。
●市役所市民協働推進課へ電話、ファクスまたはメールでお送りください。
☎31-4504 ☎23-5220 ✉shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

各種統計

| 交通事故統計 | 区分 | 5月中 | 平成27年累計 | 火災など統計 | 区分 | 5月中 | 平成27年累計 |
|-------------|----------------------------------|-----|---------|--------|--------|-----|---------|
| | 件数 | 16件 | 83件 | | 件数 | 2件 | 32件 |
| 死者 | 4人 | 6人 | 死者 | 0人 | 0人 | | |
| 負傷者 | 17人 | 98人 | 救急出動 | 697件 | 3,652件 | | |
| シートベルト装着率調査 | 100% | | | | | | |
| 人口統計 | 人口=177,131人 世帯数=94,730世帯 (5月末現在) | | | | | | |

※「広報くしろ」は原則、毎月最終金曜日(8月号は7月31日金)配布予定です。